

上伊那地域医療再生計画に基づく研究・教育に関する協定書

長野県（以下「甲」という。）、国立大学法人信州大学医学部附属病院（以下「乙」という。）、伊那中央病院（以下「丙」という。）、昭和伊南総合病院（以下「丁」という。）、町立辰野総合病院（以下「戊」という。）、上伊那広域連合（以下「己」という。）並びに公立病院設置団体である伊那中央行政組合、伊南行政組合及び辰野町（以下「庚」という。）は、上伊那地域医療再生計画に基づき実施する医学、医療に関する研究及び教育の取組み（以下「本事業」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲、乙、丙、丁、戊、己及び庚は、それぞれの役割と相互の連携のもと、本事業の推進と発展を図るものとし、上伊那地域の医療を充実させることを目的とする。

（役割、相互連携の形式等）

第2条 前条の目的を達成するため、甲、乙、丙、丁、戊、己及び庚の役割並びに相互連携の形式等は次のとおりとする。

- (1) 甲及び己は上伊那地域医療再生計画を統括し、地域医療再生基金の執行管理を行う。
- (2) 丙、丁及び戊は、上伊那地域において行う研究、教育を乙に委託することができるものとする。
- (3) 丙、丁及び戊は、乙の上伊那地域における研究を推進するため、乙に対して研究委託費を支給し、経費の決定等は上伊那地域医療再生推進協議会が行うものとする。
- (4) 乙は指導医、後期研修医等を丙、丁及び戊に派遣し、上伊那地域における地域医療の実践を通じた症例の収集・分析に基づく研究並びに地域医療を担う後期研修医等の教育を行う。
- (5) 己及び庚は、本事業の実施を契機として、上伊那地域における医療環境の一層の整備に努める。

2 前項に定める研究委託費、研究及び教育の内容並びに研究成果の利用条件等の詳細については、甲、乙、丙、丁、戊、己及び庚が協議のうえ別に定める。

（協定書の有効期間）

第3条 本協定は、甲、乙、丙、丁、戊、己及び庚の各代表者が署名した日に発効し、平成26年3月31日をもって満了する。

（事業の継続）

第4条 丙、丁、戊、己及び庚は、本事業の成果を踏まえ、前条規定の有効期間満了以降、上伊那地域の安定的な医療体制が確保されるまでの間、財政的負担を含めて本事業の継続に向け最大限努力することとし、その内容については、平成25年度中に決定するものとする。

（その他）

第5条 本協定に関してして疑義が生じた場合は、甲、乙、丙、丁、戊、己及び庚はその都度、誠

意をもって協議する。

本協定の成立を証するため、本書9通を作成し、各自1通を保有するものとする。

平成23年3月31日

甲 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2
長野県健康福祉部長 桑島 昭文



乙 長野県松本市旭 3-1-1
国立大学法人信州大学
医学部附属病院 病院長 小池 健一



丙 長野県伊那市小四郎久保 1313
伊那行政組合
伊那中央病院 病院長 川合 博



丁 長野県駒ヶ根市赤穂 3230
伊南行政組合
昭和伊南総合病院 病院事業管理者 坂井 昭彦



戊 長野県上伊那郡辰野町大字伊那富 3351
辰野町
町立辰野総合病院 病院長 土屋 文夫



己 長野県伊那市荒井 3500-1
上伊那広域連合
広域連合長 白鳥 孝



庚 長野県伊那市小四郎久保 1313
伊那中央行政組合長 白鳥 孝



長野県駒ヶ根市赤穂 3230
伊南行政組合長 杉本 幸治



長野県上伊那郡辰野町中央 1
辰野町長 矢ヶ崎 克彦

